

第48回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時： 平成24年7月12日（木） 17：00～19：00

場 所： 北海道庁本庁舎 9階 職員監会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、竹田委員、湯浅委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、阿部参事 他

（事務局）

それでは、定刻になりましたので第48回の道州制特区提案検討委員会を開催いたします。本日の委員会は、可能な限り多くの委員の方に揃っていただいて審議をできるように調整させていただいた結果、大変申し訳ありませんけれどもこのような時間になってしましました。大変申し訳ございません。

皆様には、大変お疲れのところを恐縮でございますけれども、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは井上会長、審議の進行についてよろしくお願ひいたします。

（井上会長）

では、今後の審議につきましては議題に沿って進めていきたいと思います。従前同様に忌憚のないご意見等々をお出しitただければと思います。

中に入っていきたいと思いますけれども、本日は前回の委員会において事務局が確認することとしていましたエゾシカの狩猟に係る手続き等について報告を受けた後、前回の委員会に引き続きバイオマスに関連した分野別審議を進めてまいりたいと思います。

本日の委員会は、午後7時を目処に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず報告事項「(1)エゾシカの狩猟に係る手続き等について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

前回の委員会におきまして、菊池委員から道外からのエゾシカの狩猟ツアーに関連しましてご質問がございました。その手続き等につきまして前回事務局の方で確認するということにしておりましたので、その後、関係部局に確認した結果を資料1によりましてご報告をさせていただきます。

エゾシカの狩猟に係る手続きにつきましては、大きく3つの手続きが必要ということになつてございます。

まず一番上です。鳥獣保護法に基づく狩猟免許です。この部分につきましては、前回も若

干説明をさせていただきましたが、狩猟をしようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならぬこととなっております。当該都道府県で取得した免許というのは、他の都道府県でも適用できるということで、その方の住所地を管轄する都道府県知事の許可が必要ということになっておりまして、この有効期間につきましては、基本的に3年となってございます。

それから2つ目が、鳥獣保護法に基づく狩猟者登録という手続きがございます。この部分が前回の委員会の中には出てまいりませんでした。このような手続きが必要ということで、内容的には、「狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」ということとなっております。

従いまして、道外在住の方が道内で狩猟するためには、北海道知事の登録を受けなければならぬ、このような手続きが必要であるということでございます。有効期間につきましては、単年限りとなっております。

一番右側に道内在住者と道外在住者の狩猟者登録の手続きについて比較した表を記載してございます。太枠の道外在住者につきましては、狩猟免許を受けていることを証する書類などを付けて申請をしていただく。申請先は、社団法人北海道獵友会となってございまして、郵送も可能となっております。

道外在住者に係る登録手続きにつきましては、枠外に書いてございますが、道から社団法人北海道獵友会に業務を委託している状況でございます。

登録手数料につきましては、道内・道外とも同じ金額となっております。それから、狩猟税につきましても同じ金額を道内・道外とも納めていただくことになっております。

それから、登録証の交付につきましては、道外の方につきましては郵送、北海道獵友会に出向いていただいて直接交付することも可能ですが、(基本的に) 郵送になっております。

ちなみに道内在住者につきましては、手続きを行うのは、各振興局の環境生活課となっております。

以上が狩猟者登録でございます。

それから最後、一番下ですが、銃刀法に基づきます銃砲所持の許可ということで、これにつきましても、前回説明をさせていただいたものでございます。「獵銃を所持しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。」ということになってございまして、当該都道府県公安委員会で許可を受ければ他の都道府県内でも使用ができることになってございます。これにつきましては、有効期間については概ね3年程度となってございます。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今、資料1に基づきまして、前回ご質問等がありましたエゾシカの狩猟に係る手続き

等について事務局から詳細な説明、そして前回一部言及されたもの以外のところについては、改めて説明がありました。これらの説明等につきまして何かご意見・ご質問があつたらお出しitいただきたいと思います。

いかがでございましょうか。

(菊池委員)

これで随分私の頭はすっきりとしました。ありがとうございます。

例えば、これはアイデアのような話になりますけれども、要するに本州にいて、狩猟マニアというのは個人的にはあまり好きではないのですけれども、そういう方が大型の哺乳類を撃ちたいということで北海道に来るときには、二重に税金を払っている（のかと思っていました）。これは税金ですよね、狩猟税。

だから、そのところの緩和、そのようなことができたら、ハンティングフリーな北海道というような、そのようなことができたら良いのかなと、正直なところ、おそらく両方に聞いて払っていないだろうなと思ったのです。

だからそのハンターの人たちは、どこか後ろめたい気持ちで来ていないかというのを、制度化してあげたら良いなというのは、中標津でヒアリングした時に、後ろめたいとは言わないまでも、こういうことも知らないで来ているのかもしれない。

そこら辺は、マーケットとして顕在化していない理由の一つは、こういうことが考えられるのかなと思いました。

(事務局)

エゾシカの捕獲を進めるために、道外から来られる方については、狩猟税を減免したらどうかというお話をですね。

(菊池委員)

格好よく、ハンティングフリー北海道というような（ことです）。

(事務局)

狩猟税というのは、道の税金になっていまして、国にいくのではなくて。

(菊池委員)

（それぞれの）県、県（の判断）で。

(事務局)

それは、道の施策として何か（やつたらどうかということですか）。

(菊池委員)

逆に言うと、簡単だといえば簡単なのですね。

(事務局)

(道税なので、仕組み上は、道の判断で) やろうと思えばできます。

(菊池委員)

それをみんなに宣伝すると撃ってくれる人がたくさん来るのかもしれない。

(事務局)

そうかも知れません。政策的にどう判断するかということになります。

(菊池委員)

仮に、これを払っていない人は、やはり脱税ということになるのですか。

(事務局)

そうです。

(菊池委員)

脱税かも知れませんね。

(井上会長)

今の件は、よろしいですか。

(菊池委員)

何かすごくはっきりしました。

(井上会長)

では、この件については、前回ご質問があったので正確な答えを事務局で用意したということで、審議に先立って報告事項ということで説明させていただきました。

では、3 の議事に入っていきたいと思います。議事「(1)バイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組について」ということで進めてまいりたいと思います。

それに先立って資料の2で若干、前回欠席された委員もおられますので、確認の意味で簡単に説明をしておきます。

資料2でありますけれども、継続案件になっておりました一番下、特区理学療法士・特区作業療法士の資格創設については、道経済部が実施したモデル事業における、事業化は現時

点では困難であるとの検証結果を踏まえまして、説明をいただいた後に一旦検討を終了するということにいたしました。

また、新規の道民提案、合計 46 件でありますけれども、さらにその中の上部、太枠で囲んであります環境保全分野の 5 件について 1 次整理を前回行ったところであります。いずれも道州制特区提案としては難しく、一旦検討を終了すべきだということにしておきました。

ただ、これも含めて過去の委員会で、道民の方々からの 350 件程度のご提案については、一旦整理箱と言いますか、整理のために本棚に入れておくということで、必要に応じてそれを抜き出してくるということにしておきましたけれども、今回の 5 件についても同様に考えるということ。

どういうことかというと、環境保全分野という枠組みの中でこれを完全に議論を打ち切ってしまうのではなくて、今後は道の政策展開の方向性などを踏まえ、テーマごとに議論を深めていくということで、道民アイデアの周辺にある特区提案につながるような課題を掘り起こしていくことを念頭に置いて、当委員会の検討を進めるということにいたしております。

これは、従前の手続きを踏襲していることではありますが、まずバイオマス関連について分野別審議に入るということにしたところであります。

この分類方法、括り方も若干変わっておりますけれども、五月雨的に分野がバラバラなものをバラバラの形で知事に答申し国に上げていくというやり方ではなくて、むしろ道民の皆さん方から見ても、あるいは国に上げていく提案の中でもテーマ性がある方が分かりやすく、説得しやすいということで、まず我々は、環境保全分野に手を付けていこう、その中でバイオマス関連に手を付けていこう、ということにしているところであります。

提案そのものも今回の部分も含めてあるわけですが、前回の委員会では、その入り口として道の総合計画や特定分野別計画等におけるバイオマス関連施策の位置付けなどについて、事務局から説明を受けたところであります。

本日は、前回の委員会に統いてバイオマス関連の取組について更に理解を深め、検討しようということで、2 つの方向で検討を進めてまいりたいと思います。

一つは、バイオ燃料に関わる道の所管部局である環境生活部環境局地球温暖化対策室から、議事の「(1)バイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組について」を説明いただくということにしております。

まだ、今後の進め方について意見がないわけではないのですが、19 時に終わるということを目処にしていますので、時間の余裕があれば今後の進め方等について若干意見をいただければというようには思っています。

それでは、議事に戻します。資料 3 に基づいて、北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室から説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

会長、すみません。事務局から一言よろしいですか。

事務局から趣旨等について若干ご説明をさせていただきます。

先程会長からお話がございましたように、前回の委員会におきましてバイオマス関連の道政における位置付けということで事務局の方から説明をさせていただいたところであります。

本日の委員会では、分野別審議を行うに際しまして、やはり道における具体的なバイオ燃料に関する取組をご説明申し上げて委員の皆様の共通の理解に立っていただく方が良いのではないかと考えまして、実は事務局から環境生活部に説明を依頼したという経過でございます。

本日は、現在、道において行っている取組についてご説明をさせていただくということとしておりますので、特区提案に結びつくものがあるかどうか、というようなことにつきましては、このあと議事の(2)におきまして菊池委員から取組事例のご説明ですとか課題提起というものがあろうかと思います。

また、これまでこの委員会におきましても既に課題を提起されている事柄、肥料取締法ですとか、そういった点も何点かございますので、そういったことを含めて事務局で整理をして、次回委員会におきましてご審議いただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、環境生活部環境局地球温暖化対策室からご説明をいたします。

(環境生活部環境局地球温暖化対策室：東郷主幹)

地球温暖化対策室の東郷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

まず、バイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組ということをお話する前に、今日の報告の内容ですけれども、入り口の部分、温室効果ガスの状況ですとか、そういった基本的なことからご説明させていただきたいと思っています。

バイオ燃料はたくさん数があるのですが、そのうちバイオエタノールについて、北海道のバイオエタノールに関する現状ですとか課題、取組、施策について報告させていただきたいと考えております。皆さんご承知の部分もあるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。

まず、「二酸化炭素排出量の状況（部門別）」とございます。

私ども環境生活部としては、環境基本計画というものがあるのですけれども、この中で地球温暖化対策の推進としまして新エネルギーの導入や未利用バイオマス、そういったものの活用、それとバイオディーゼル燃料やバイオエタノールなど、石油代替燃料の利用ですか、そういったものを進めていくという考え方方に立っております。

それと、「北海道らしい循環型社会の形成」ということで、バイオマスの利用の推進ということでございます。

それで、これはまず入り口の部分なのですけれども、二酸化炭素排出量の状況ということで、このグラフで言いますと外側が北海道となっております。内側が全国です。

北海道は、1人当たりの二酸化炭素排出量は、全国の約1.2倍というように、多い状況になっております。これは、どうしても北海道は寒冷地で広域分散型の地域特性ということがありますので、全国平均から比べると高いということになっています。

部門別で見ますと、産業部門から排出される二酸化炭素が一番多くなっております。その次に民生の家庭部門、これは我々の一般家庭ということです。ちなみに民生（業務）とありますのは、いわゆるオフィスですとかサービス業、そういった業種を指しております。次に多いのは運輸部門ということになります。次に民生（業務）となります。この4つの分野で全体の約90%となっております。

次に「輸送機関別の二酸化炭素排出量」です。輸送機関別で見ますと、約8割が自動車からの排出量となっております。この運輸部門の、特に自動車部門の二酸化炭素排出量をいかに減らしていくかというのが非常に重要となっております。

その対策・施策として打ち出しているのが、次に「対策・施策」と書いておりますけれども、4つの項目を掲げております。地球温暖化対策では、道として条例を持っておりまして、それに基づきまして計画を策定しております。その計画の中で、対策・施策として掲げているのはこの4つということになります。

事業者の温暖化防止行動の促進ということと、公共交通の利用促進、それからエコドライブですとか、ここでバイオ燃料という言葉が出てきております。

現在、燃費改善ですとか新燃料、次世代自動車の開発は非常に導入が進んでおりますけれども、こここの分野が進めば、二酸化炭素の排出量には非常に有効だという考えを持っております。

次に「バイオ燃料、バイオエタノールとは」ということです。これは、ここに書いていますようにバイオマスを原料として作られる自動車等の燃料ということになります。先程申しましたように、バイオエタノールとバイオディーゼル、主に2つに分けられます。

バイオエタノールはなぜ使われるか、ということなのですけれども、液体燃料として使えるということがありまして、使いやすいということが一つです。それから、輸送用燃料としては、液体ですのでガソリンに混合しやすいということから進められています。

最近よく話題になっていますけれども、ソフトセルロースという言葉があります。これは、植物に含まれるデンプンですとかセルロース、それを薬品分解すると糖ができる。アルコールを造る構造と同じなのですけれども、(資料の)左側に廃木材などがありますけれども、こういった原料はまだまだ色々な種類がありますが、それからバイオエタノールを製造して、主にガソリンに混合して給油をしているという一つの流れがございます。

次に「道内でのバイオエタノール関連の取組」です。今まで道内で、ここの地図に書いて

ありますように、色々なところで取組を行ってきました。一番左上が道立（総合研究機構）工業試験場を中心とした、これは資源用トウモロコシを原料とした実証実験です。左下、苫小牧のバイオマス研究会というところでは、最初は資源用トウモロコシ、今、少し活動が活発ではないところがありますけれども、スキの試験栽培も実施されています。

右側へいきますと、北海道ソフトセルロース利活用プロジェクトというものがあります。これは農水省の補助金でやっている企業でして、今5年目を迎えてます。サッポロビールの恵庭の工場敷地内にありまして、大成建設とサッポロビールが連携してやっている企業です。ここは、稻わらや麦わらからエタノールを作るという事業を行っています。

それから右下ですけれども、十勝振興機構、通称、とかち財団と呼んでいるのですが、平成16年からバイオエタノールの製造事業に取り組んでいまして、今までE3の製造ですか走行試験、E10も走行試験を実施してきたということでございます。

オエノン、北海道バイオエタノール株式会社がありますけれども、これはこの後出てきますので、ご説明したいと思います。

バイオマスは、余剰の作物ですか農林水産廃棄物ですか色々ございます。道内では、主に大きな事業所として動いているのは、オエノンホールディングスと北海道バイオエタノール株式会社、この2つになります。

次のページに、「北海道におけるバイオ燃料の現状」ということで図がございます。今申し上げた2つの大規模な実証事業があります。これは、前のページでは平成23年までとなっておりますけれども、農水省で平成24年から28年まで新しい事業というかたちでまた補助予算が付いております。今まで実証実験という事業予算だったのですが、5年間やってきまして、そこで色々な課題が見えてきたことから、その課題を克服して生産拠点を作ろうということで事業名が変更されております。言ってみれば、5年間で自立してください、というスキームになっております。今後5カ年かけて、平成28年までそのバイオエタノールの製造を、ちゃんと出口の部分まできちんとやっていきましょうということで、農水省としてはこの5カ年で整理をつけたいという考えです。当初スタートから5カ年で終わりという話もあったのですが、農水省で予算を組み立てたという経緯がございます。

北海道バイオエタノール株式会社につきましては、これは清水町のホクレン清水製糖工場に隣接しております、農業団体が出資しています。もちろんホクレンが入っておりまして、JA北海道が出資した施設でございます。

ここは、原料としてはてん菜、ビートです。余剰てん菜と規格外小麦ということになっています。

これは、工場ができたときは余剰てん菜が少し発生している状況でして、現状で申し上げますと、余剰てん菜は発生していない、出ないという状況にあります。

天候は良いのですけれども、生産者の手間がかかるということと、大型農作物ということで、なかなか生産者が手がけないということもあって、余剰てん菜が発生していないという状況になっています。

規格外小麦についても、十勝圏域、あるいは足りない部分はよそから持ってきてているという現状です。

生産量は、年間 15,000 キロリットルという生産能力を持っていますけれども、実際は 10,000 キロリットルぐらいということで、計画生産数量までは達成していないという状況にございます。

もう一つ、オエノンホールディングス、これは飲料会社、お酒です。現在 MA（ミニマムアクセス）米を使ってアルコールを作っています。これは、同じように生産能力は 15,000 キロリットルということです。道内には、この 2 つの大規模な実証施設がありまして、全国シェアでいうと 95%～96% ぐらい、全国のバイオエタノールのうちほとんどがこここの 2 つの工場で作られているとご理解いただいてかまいません。

現状の流通の話ですけれども、ここで作られたバイオエタノールにつきましては、右下のほうに矢印でありますけれども、JX 日鉱日石エネルギー根岸製油所、横浜市まで船で運ばれております。一部はコスモの堺製油所に運ばれておりますけれども、ここで ETBE という混合ガスを作成しまして、横浜で作ったものがまた船で戻ってきて室蘭の製油所に運ばれてきているという状況になります。ETBE というかたちで運ばれてきて、室蘭の製油所でガソリンと混ぜて作りまして、バイオガソリンというかたちで道外に初めて流通しているということです。

右側に、札幌市内、胆振・後志と書いてありますけれども、今年の 3 月から、初めてバイオガソリンというかたちで販売されております。従前は、この流通もありませんでした。エネオス系のガソリンスタンドで、この辺にお住まいの方は注意して見られるとバイオガソリンという幟がありますので、それが目印となっております。

もう一つ、ETBE 方式と、ここでいう燃料の部分で直接混合方式という 2 種類がありますけれども、これについてご説明をさせていただきます。

今採用されているのが、下でいう ETBE 方式です。もう一つバイオエタノールに直接ガソリンを混合させて、E3 というのは、その混合上限が 3% ということです。今、E10 という言葉があるのですが、それは上限が 10% ということになります。

現状でどうなっているかと言いますと、国内で E3 というのは、流通していません。ETBE という、混合したガソリンが流通しているという状況になります。

その理由ですけれども、右側に書いています。石油業界、これは石油連盟ですけれども、これは ETBE 方式を推進しています。これは、製造施設が横浜にしかないということで非常に多額な設備投資がかかってしまうということがあります。

それに対して、直接混合というのは簡単にできるのですけれども、石油連盟がこれを採用しない理由というのは、主に 2 つあります。安全・安心なという観点から、品質の確保ということ、直接混合となると、極端に言えば誰でもできてしまうということ、脱税の懸念もあるということで、主にその 2 つの理由から石油連盟としては ETBE 方式を採用しているという現状であります。

出口の部分では、こういった課題があるということを認識していただければと思います。次に「バイオ燃料普及戦略会議」ですが、これを説明させていただきます。今申し上げたような現状と課題がありますので、私ども環境生活部として、関係者によるこういった会議を開催しています。これは、目的としましては、バイオ燃料の、道産バイオエタノールの地産地消を進めるため開催しております。

協議・検討事項としては、今まで、先程道内での動きなどをご説明しましたけれども、そういう実証事業を掲げてきました。そういう技術開発ですか調査研究にかかる意見交換、それから課題の解決に向けた協議というかたちで進めてきております。

課題としては、ここに掲げているように大きく3つあります。原料の安定供給と製造事業者の経営安定という部分、入口の部分です。それから、作るということで、バイオ燃料の製造と流通、出口の流通です。バイオ燃料というのは、まだまだ北海道内で知られておりませんので、そういう普及というものも大事だというように考えております。

こういったことから、制度改正ですか、枠組みですか政策的なものについて、国に対して要請をしているというのが現状です。

構成員としましては、実際にバイオエタノールを作っている製造会社、あとは石油関係業界にも入っていただいている。これは出光とJXです。それから、府内の関係部、経済部と農政部と、私ども環境生活部というかたちで進めさせていただいております。

次に、具体的に、「バイオ燃料の地産地消に向けた関係者の連携イメージ」です。これが今申し上げたことを体系化したものです。3つの課題を○印で掲げてあります、これを直接共有するためにこういった場を設けているということです。

原料の安定確保につきましては、既存原料の安定確保に向けた協力ですか、先程のてん菜の話もそうですが、なかなか原料が入ってこないという課題がございますので、そういうものですとか、バイオエタノールの安定供給という意味では、製造事業者の経営安定に向けた国等への要請というものがございますけれども、先程も申し上げたように農水省の補助がないとなかなか成り立たないという現状にあります。そういったことから国に対して要請ということも入っております。

それから、バイオ燃料の普及という意味では、まだまだ知られておりませんので、今年3月1日からバイオガソリンが販売開始になりましたので、室蘭と札幌市でセミナーを開催してまいりました。そういうことと、E3とE10、先程の直接混合ですかけれども、そういうガソリンにつきましてもモニター事業というかたちで普及啓発に努めているということになります。

それから、次に「バイオ燃料に係る道の事業」ということで、これは平成23年度の話ですが、2つの事業を主にやってきております。E3の燃料製造のシステムの構築事業というかたちでやりました。これは、実際には帯広で、先程申し上げたとかち財團のほうにE3、3%のバイオエタノールを直接混合したガソリンですかけれども、それを実際に製造していただきましてモニターを100名規模で募集いたしまして、一般の方、企業の方にご利用いただき

ました。その上でアンケート調査を行いまして、走行に関する影響ですか、そういったご意見を伺ったということです。

当然E3については、規格として国で認められていますので、今、通常走っている車に入れても何ら問題はございません。そういうことから、特に違和感はないというかたちでお答えをいただいている。それと合わせて帯広市内でセミナーも開催しております。

もう一つは、バイオ燃料の生産コストの低減検討調査というかたちで、これはソフトセルロース、原料は色々あるのですけれども、稲わらですとかススキ、柳もそうですけれども、そういう木質系バイオマスも利用しながら、どれだけそういう原料を活用して生産コストを下げられるかという検討調査を行いました。

これは、コンサル会社に委託をして、主に適種が何であるかですか適地、場所はどこが良いとか、それから、どうしてもソフトセルロースというのは軽くてボリュームが非常に大きいものですから、収集運搬に関してコストがかかります。ですから、生産地に近いところで製造拠点に近いところ、そういうところの運搬費用の積算もしてきたところです。

それと、保管方法の調査分析とあります。どうしても、まず乾燥させなければならないということがございまして、濡れていると腐ってしまうことがありますので乾燥にかかるコスト、これが非常に高くなっています。それを低減させる方法。それと副産物、バイオエタノールを作ったときに残さができます。例えば稲わらで作ると細かい粒状と言いますが砂状のようなものが出てくるのですけれども、それを、例えば新潟でやっているのは、養豚業者に飼料として使っていただく。そういう、いわゆる廃棄物が出るわけですけれども、その有効活用はどういったことができるか、という調査もやったところです。23年度に関しては、北海道としては大きく分けてこういった調査を行ってきました。

次に、それでは今年度はどうするかという話です。バイオ燃料の地産地消をさらに進めたいきたいということで、こういった名称（バイオ燃料地産地消プロジェクト推進事業）の事業を展開する予定となっています。

中身はE10、10%のバイオエタノールを直接混合したガソリンを実際に使っていただこうという事業です。

実は、E10につきましては、今年の4月から法的には規格化されまして使っても問題ないことになっているのです。品確法という、揮発油等の品質の確保に関する法律があるので、その中に認められた中身になっています。ところがE10に対応する車両というのまだ販売されていません。今年、何とかメーカーで販売するということを聞いておりますので、それに合わせて、販売と同時にE10のモニターを募集して、想定しているのは企業で、また、十勝で考えておりますけれども、モニター企業を募集してPRしていきたいと考えております。

実際にE10を製造して、E10を給油しまして、それで走行性能の確認などをていきたい。それと合わせてバイオ燃料の普及促進というかたちで進めていきたいと考えております。

最後に、「バイオ燃料の地産地消に向けた今後の展開」でございます。先程から申し上げ

ておりますように、3つの課題がありますので、これに向けて先程のバイオ燃料の普及戦略会議において課題解決に向けた検討を行っていくことになっております。

現実的には、先程の業界の方針というのもございまして、一気に解決するという構図となっていません。そこを何とか、国の政策ですとか、そういったところで普及促進、地産地消を図りたいということを私どもとしては考えているところです。

経済界としても、道経連ですけれども、バイオエタノールの地産地消、せっかく北海道で作られている、バイオエタノールが一度道外に出でていっているわけですから、直接混合方式で、10%ですけれども、その実用化に向けて国へ働きかけてくださいということを道に対して要望されております。

そういったことから、私ども北海道としても、バイオエタノールは道内で製造されていますので、それを道内で流通が図れるよう取組を進めていきたい。それは地域資源であるということもありますし、エネルギーのバックアップという視点もありますので、そういったことから何とかこれを掲げていきたいと考えているところです。

ちなみに国の政策目標としては、2020 年に全国のガソリンの 3%相当以上のバイオ燃料の導入を目指してくださいとなっています。

石油業界に対しては、2011 年度に 21 万キロリットルなのですけれども、それを 50 万キロリットルまでバイオ燃料を導入することを課しています。これは、どうしても石油需要が今減っており、業界側もなかなか難しいということで、そういったことから数量目標ではなくてパーセンテージ目標にしてくれないかということで国とやりとりをしている状況にあります。

以上、「バイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組」の紹介です。

次に資料として、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の概要」という資料が付いているかと思います。これについて現状をご説明させていただきたいと思います。

ご存知のとおり、区域は、1 番に掲げた札幌市をはじめ江別市、函館市、帶広市、十勝管内市町村でやっております。これは、バイオ燃料の関係部分だけ抜粋した資料となっております。

3 番、黒地に白抜きしておりますけれども、特に求めていますのは、余剰農産物を有効活用したバイオエタノールの高度化利用というのが一つです。それと、バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進というその 2 つを掲げております。

ここで、ED95 というのがありますけれども、これは高濃度燃料と言いましてバイオエタノールが 95%、それにプラス添加剤という仕組みになっています。これは帶広市ととかち財團が非常に事業化したいという思いがありまして、現在、国の方と何とか補助予算で事業化できないかということで交渉中です。なかなか環境省との交渉が難しくて、今、これから他の省庁について検討していくたいという状況になっております。

5 番に、規制の特例措置等の提案というかたちでここにまとめさせていただいております。まず一番上の規制の部分で ETBE 混合ガソリンへのバイオエタノール 7%程度の直接混合の

緩和ということがあります。現在、先程、バイオガソリンのお話がありましたけれども、ETBE 混合ガソリンは、現状で言いますと分からぬだけ入っています。バイオガソリンとうたわなくとも、実は ETBE 混合の部分が 10%以下では、非常に少ない数値ですけれども入っているという現状にあります。

それで、上限の規制がありますのでそこに E10 までは問題ないのですけれども、現状どのくらい入っているか分からぬのでそこを分かるようにしてくださいという規制緩和を求めているところです。

もう一つ、ED95 の部分です。これは、帯広市で考えているのはゴミの清掃車、トラックですが、それに ED95 を給油して走らせていただきたいという考え方です。この車両は、国内にはありません。スウェーデンのスカニア社というところにその車があるのですけれども、当然スウェーデンでは走っていますので、それを持って来た時に、規制がありますので、その緩和を求めているということです。ここでいうのは排出規制、排ガス規制の話です。

一つ下の ED95 を給油するためのユニット式燃料給油所の話は、これは消防法の絡みなのですけれども、これも当然ながら利用実績はありませんので、その給油所の限定使用と設置許可を求めているということになります。

税制面で言いますと、課税済みのガソリンへのバイオエタノール混和に対する揮発油税の課税免除というかたちで、バイオエタノールを混和したバイオ燃料には再度の課税がされるという仕組みになっています。これを、また（課税）されないように求めているという状況になっております。

こういった提案をしているところなのですけれども、この間、新聞報道があつたのでご覧になった方もいらっしゃるかと思います。現状では、既存の規制の中で対応いただきたいということで、規制緩和が認められたものはこのバイオエタノールの中では 1 点もございませんでした。現状でこういったかたちで関係省庁と協議をしている状況にございます。

以上、簡単ですけれどもご説明とさせていただきます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、まず直接的に、説明を伺った中でご質問等々があればお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(河西副会長)

「バイオ燃料の地産地消に向けた今後の展開」という一枚ものがあります。その下のほうに、国費要望の継続、その下に総合特区の提案の検討と書いてあります。こちらの道州制特区に関わるような要望というのはいかがなものなのでしょうか。今の段階でありますか。

(環境生活部環境局地球温暖化対策室：東郷主幹)

説明が不足しておりました。先程のバイオ燃料の戦略会議の中に、その会議の下の組織として総合特区に関する検討部会というものを設けております。実は、今年度に入ってから設置しておりますが、まだ回数はなかなか重ねられないでいます。そこで総合特区の提案の中身の審議をしております。その結果を、HFC（北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区）と連携をしながら、一緒になって進めたいと考えてやっているところです。

なかなか具体案まで取りまとまっている状況ですけれども、今後、何らかのかたちにしまして、それを戦略会議の場でも見ながら、それと合わせてHFCとも少し協議してやっていきたい。

その総合特区の検討部会の中には、帯広市にも参画いただいているので、先程のED95の話も、その中で当然国との、関係省庁とのやりとりの結果もお知らせいただきながら、情報をいただきながら進めていますので、今後、具体的な段階でより良いかたちで進めたいと考えております。

(河西副会長)

北海道フード・コンプレックスの方の、例えば特例措置等の提案は規制緩和が多いですね。国の持っている権限を道に移譲してもらいたいとか、そのような提案というのは、バイオエタノールに関しては、今のところはないということなのでしょうか。

(環境生活部環境局地球温暖化対策室：東郷主幹)

権限移譲を道にされたほうが効果的に進むというものは、バイオエタノールの世界では余りないと考えています。

規制緩和の部分ですか、やはり財政支援という部分が大きいのかなと思っています。それから、先程申し上げた石油業界・経済団体の動き、そういうものを重視しながら進めているという状況にあります。

(河西副会長)

ありがとうございました。

(井上会長)

その他いかがでしょうか。

(湯浅委員)

どこから聞いたら良いのだろうというぐらい、正直びっくりしました。

というのは、バイオエタノール、バイオ燃料は、私は十勝にいるので色々なところで聞くし、清水町の大きい建物も見えていますし、農産物の残さを使うとか家庭から出る廃油を使うとか、本当に身近なところから、大きなところから話を聞いていたのです。この地産地消の

取組とは、まだまだ実現が難しいのだなということを、正直感じたのが感想です。

では、どこがこの委員会で関わる部分があるのだろうと思いながら聞いていたのですけれども、正直これは、戦略会議というすごい箇所があるのだったら、もっと積極的に出さないと、この5年でこの大きな2ヵ所のところが自立できるまでというのは今の色々な課題を見た限り正直とても難しいなと（思いました）。

このままお金をつぎ込むことを続けているようなバイオエタノールの世界にしてしまうと尻すぼみになってしまふのがとても怖いので、逆にもっと戦略的に、今、河西先生がおっしゃったように、規制緩和というのはこの委員会（の目的）ではないと言われたので、権限移譲につながるものももっと積極的に見付けていくべきだと思います。それを提言しない限り、国の施策に合わせるというかたちを続けている限り自立は難しいような気がするのです。

この場で聞いたことが余りにも私にはショックだったので、次の良いアイデアは菊池委員から出てくると思うので、それを楽しみたいのですけれども。

正直、もっと先の見えた地産地消のかたちかと思っていたというのが感想です。すみません。

(井上会長)

その他いかがでしょうか。

私は、今ご説明いただいた、非常に整理されたかたちでご丁寧に説明いただいたということでは深く感謝するところなのですが、委員の皆様方に今の説明で直接的な観点でご質問があればお出しいただきたいと言ったのは、その後があるから直接的にという限定句を付けたのですけれども、その部分に既に河西副会長の質問・意見、あるいは湯浅委員のご意見というところに踏み込んでいますので、若干私の方からも質問というよりは要望しておきたいと思うのです。

それは、非常に整理されたかたちで何回も会議をされて意見を取りまとめられた随分時間のかかった整理のされ方だったと思うのです。このバイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組ということ自体は、これは長期総合計画ですかとか、あるいは特定の分野別の計画というような中で、例えばバイオの推進というようなところは環境保全政策というようなところと関連させながら道の重点施策であるということなので、これはこれで独立して議論が進むというのは、私自身は当然なことだろうと思うのです。

それでそれは、国の施策と言いますか、国際公約にもなった二酸化炭素排出量というところからこのページは始まっていて、非常に体系的に整理されていると思っていて、それも単純にオールジャパンのストーリーではなくて、北海道の特殊性を活かしながら、地産地消という言葉で括りながら双方をうまく関連付けたというところでは、やはり非常に優れた政策になりつつあるのだなと思いました。

要望と言いましたのは、私も今回このようなかたちでご説明いただくということで本当

に期待してご意見を伺っていたのです。

これは、お聞き及びかどうかは分かりませんけれども、この委員会は、去年の委員会の特に後半の頃から、テーマ性で一つ一つ取り上げる部分が余りなくなってきたのでということで、今度はバイオを中心にしてやりましょうという一つの流れができる、その中で菊池委員なども入っていただいて、そこをやろうというようななかたちで出てきたので、分野別云々のところに環境保全・バイオというのが出てくるのはそのような流れだったと思うのです。

話が長くなるのでこれはこれで括っていくと、ここの委員会は、今の地球温暖化対策室の議論の立て方とは全く違っている部分で、これは、要するに北海道を良くするためにということは根底にあるものの、やはり私たちが北海道を良くするために色々な手立てを考えるのだけれども、その時にどうしても足かせ・手かせになっているものがあったり、その一つ一つの手かせの部分は多分規制の問題ですとか、あるいは金融の支援というような問題なのですが、もう少しざっくりというようななかたちでいけば、権限移譲というような大上段に構えたもので何か取りまとめることができないのかということ。色々な理由はあるのだけれども、(これまで)一本一本の提案を一旦は本棚に移しているのだけれども、それらを組替えるというかたちでボンと持ってきて一つの大きな束にすると、チマチマした規制緩和ではなくて権限移譲というかたちで取りまとめができるのではないかというかたちで動いている。

それで、前回事務局がこういうことをやりますというかたちは、私は事前にお聞きしました。

ただ、河西副会長がおっしゃった問題は、総合特区ということで(国に提案を)あげている部分がある。これは、基本的に規制緩和なのです。だから、それが国と向き合っている中でどのように扱われているのかということをもう少し知りたいということで、多分今日一枚もので最後にご説明があった部分が出てきたのだろうと思うのです。今、この道州制特区提案検討委員会の話の断片を若干お話ししましたけれども、私たちはそういう意味で、要するにできれば権限移譲というようななかたちで知事へ答申し、道から国に向かって提案していきたいというようなところなので、是非今後ご協力いただきたいのは、そのようななかたちで、道州制特区提案というかたちで(答申を)あげるときに、これから継続的にと言いますか、今年度内にあげることになりますので、是非お知恵を拝借したいというように思うのです。

これから進められるところがあつて、少し国の対応も含めながら新たな規制緩和の提案等々も考えられるのでしょうかけれども、今回のこればかりではなくて道州制特区というのをいつもメディアから言われるので、チマチマしたもので、国から何も相手にされないと言われるのだけれども、それだったらやはり、もうドンと上書き権ぐらい復活させて国に持つていけというような話もするぐらいなのだけれども、やはり、こうやって(総合特区の方で国に提案を)あげられて私たちが言われたことと同じことが繰り返されていて、こんなこ

とは現行の法律の枠の中でもできるのではないかとか、これは北海道だけではなくてもう少し時間をくれたら考えて、北海道だけではなくて全国一律にやりたいとか、気が付いた時には、北海道を飛び越して日本全国一律にやっているとか。そのようななかたちで我々は、何度もそのような目に遭ってきた。

そういうことではなくて、たぶん規制緩和というかたちでパラパラあげていくと、なかなか国も大きく相手にしてくれない部分もあるのではないか。新聞の記事を見ていてもそう思う。

ですから我々は、ここの委員会で知事のところにあげていくのは、答申でしかあげていきませんから、これ（国への提案）は議会（の議決を経て）でやられるわけですから、我々の名において是非ここを突破口にしたいというようなことがあれば、表に立っていただく必要は必ずしもありませんから（検討いただきたい）。そう言っても、しっかりやっていきたいと思いますから、もし我々の方で何かできることがあったら是非お出しいただきたい。それが切なる願いです。

（事務局）

今、何名かの委員の方、それから会長の方から今後の道州制特区につながる部分でのお願いなり質問ということでお話がありました。

その点につきましては、事務局としても十分そのように考えておりますので、今後、環境生活部、それから、ものによっては、実はバイオマスの分野というのは環境生活部以外にも農政部ですか水産林務部ですか、色々部がまたがっている部分がありますので、環境生活部を含めてそういう関係部と連携をとりながら、道州制特区につながるものがあるかどうかということにつきましては、私どもの方で関係部と相談しながら検討していくたいというように考えております。

（井上会長）

色々ご無理を申し上げることがあるかもしれません。どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

（竹田委員）

今、実証事業をやっているという2つのバイオエタノールの北海道バイオエタノール株式会社、それから苫小牧のオエノンホールディングス、基本的に補助金が入らないとそういうプロジェクトとして回っていかないというお話をでした。

赤字率と言いますか、どんな感じですか。

（環境生活部環境局地球温暖化対策室：東郷主幹）

会社の経営状態にも関わるので実は詳しくは教えていただいているのです。

例えば、バイオエタノールの製造単価ですけれども、それは、リッター当たり 80 円とか 90 円とかかかっています。それを、先程、根岸に持つて行つてはいると言いましたけれども、リッター当たり 70 円で持つてはいます。プラス船舶の運送代がかかりますので、それだけで赤字です。

ですから出口の部分で作った価格よりも安く売つてはいるという馬鹿げた話が出てはいますので、それを賄つてはいるのが補助金というかたちになります。

今は、そこを解消すべく生産コスト・製造コストを下げるというかたちで、それを 5 カ年で検証してはいて生産拠点を確立していくというかたちで各事業者は取り組んではいます。

そういう協議会をそれぞれ会社で持つておりまして、色々な学識経験者の方に入つていただきながら、ご意見をいただきながら少しづつ改善してはいるというのが中身になつています。

少し雑ぱくですけれども、よろしいでしょうか。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

では、議事「(2) 分野別審議について (バイオマス関連)」ということで、菊池委員の方から取組事例についてのご説明をいただきたいと思います。

(菊池委員)

時間はどれぐらいみれば (良いですか)、20 分とか (ですか)。

(事務局)

そうですね、20~30 分ぐらいでご説明をいただけますか。

(菊池委員)

十数年バイオマスをやつてはいますので、雑ぱくにですが (資料をパワーポイントで) 集めできました。

それで、今回は、主に十勝の話が中心になるのですけれども、今の話 (議事 (1)) と結構ダブります。バイオエタノールは少しだけ触れます。我々が一番力を入れてはいるのはバイオガスなのです。

私の会社自身は、元々農村のシンクタンクを目指すということで、農村にある課題は何でもやるのです。だから農村にある障害者福祉までやつてはいますので、そういう意味ではバイオマスとそれを作つた作物で障害者を何とかしようとか、ソーシャルファーム (障害者や労働市場において不利な立場にある人々の雇用を創出するためのビジネス) のことまで手掛けてはいます。そういう意味では、面白いと言えば面白いです。

北海道に分布するバイオマスエネルギーはどれぐらいあるのか、家畜ふん尿を中心としたバイオガスプラント、これは主に民間事業で、今のご報告のように大規模な政策としてやるというよりは、農場単位で取り組まれている事例について説明します。

バイオエタノール事業の採算性の検討ということですが、ここに出しても大丈夫かなというようなものも入れてきてしまいましたが、あとは地域でどのようにしているかということ。仕組みを構築するためにみんながバイオガソリンを欲しいと言えば今の市場ができるわけです。そこに全く、全くとは言いませんが市民が目を向けないという状態というのは、どう考えても、欲しいと言う人が少ない状況だと価格は上がらない。非常に当たり前のことがあります。そういうことを我々は色々展開しております。

これは、このように 1850 年からドドッと上がっておりました。面白いのは、バイオエタノールというのは最近の技術だとお思いがちですが、1900 年ぐらいにはフォード社の T 型フォードはバイオエタノールで動いていたのです。1920 年から 40 年にかけてアメリカではガソホール、ガソリンにアルコールを混ぜた燃料、ガソホールというのですが、アメリカ全土で 2000 カ所の給油所がありました。

なぜそれがなくなったかというと、ガソリンが安くなったから。このように非常に当たり前のことなのです。

ちなみにバイオディーゼルは、ルドルフ・ディーゼルが 1900 年、パリ万博のときにディーゼルエンジンを動かしたのは、ピーナツ油（が原料）です。元々バイオディーゼルは（ディーゼル燃料ができた時から）生まれていたというようなことがあって、そういう意味では、そんなに別にハイテクでもないということを伺いました。

COP3（気候変動枠組条約第 3 回締約国会議）ということで京都議定書で、京都メカニズムの合意ということで世界的に色々な取組がされています。日本における温暖化防止の取組と施策ということで画期的だったのは、平成 14 年 12 月にバイオマス・ニッポン総合戦略というのが閣議決定されたということです。これを弾みにして色々なことが取り組まれています。途中の細かい法律は抜いていますが、バイオマス活用推進基本法という法律が平成 21 年にできて、エネルギー供給構造高度化法ということができました。

このエネルギー供給構造高度化法というのは何かというと、ガス会社、東京ガスとか大阪ガスとか、あのようなところがバイオガスを買いなさいというような法律ができたのです。

その他にも色々あるのですけれども、それと今月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、お聞きだと思いますがバイオガスについていと、後で出ますが、これまで、鹿追町が平均売電価格は一番高かったのではないかと思うのですが、7.9 円です。それが 40 円になる。だから 5 倍になるということ。8 円として 5 倍というようなことでは相当なインパクトがあります。

ただ、この間、農水省でこの話をしているときに、「菊池さん、それを高いとは絶対に言わないでね。」と言われたのは、建設補助金が 0 になる。今まで色々なところで建設していて、建設補助金を出して買取価格で上乗せしていったら二重補助になるじゃないですか。建

設補助金を0にしたらどうなるかと考えると実は、そうでもないのです。これがあることによって農村の環境がきれいになり、農村の生活が快適になる。だいたい家畜ふん尿の（処理の）労務時間は3分の1ぐらいになりますので、そのようなアンケート結果を取ったことをご紹介いたします。

これは、ざっくりとした話ですが、北海道におけるバイオマス、これを全部バイオガスにしてみたらということです。（グラフの）青が乳牛です。赤が肉牛です。緑色が豚で、その隣にあまり高くなっていないのが鶏なのです。ふんも少ししかないのでこのようなかたちです。

石狩に関しては、その隣にピョンと立ち上がっていますが、生ゴミなのです。それをバイオガスで発酵させたとしましたらどうなりますかという話がこれなのです。そういう意味では、十勝や根室や網走・釧路という辺りは、相当のバイオガスの可能性がある。石狩は、逆に生ゴミ等、事実そのように北空知では生ゴミ処理のバイオガス施設がどんどん建っています。

これは、十勝でバイオマス資源を確認しました。これは全市町村にある全森林組合、JAですとかそういうところで聴き取ったデータです。その集計です。このデータは、恐らく地域でこういうことをまとめたものはないと思うのですが、我々は好き勝手にやっています。

食品残さというように、こういうかたちであります。一番大きいのは、やはりほ場残さです。要するに畑に捨てられているゴミです。集荷場の残さは、思ったほどない。これがあつたら助かるなど。せっかくゴミが集まってきたのだから、良いよねと思ったら意外となかった。それと家畜ふん尿です。

家畜ふん尿は、もう既に、それこそ道営事業や国営事業で堆肥化されていては場管理もほぼ完璧、どこかに捨てられているなどという話は聞いたことがないです。そういう意味では、未利用資源としてはゼロなわけですけれども、高度利用という意味ではエネルギー化は可能かなということです。木質バイオマスに関しては、この程度ということです。

ほ場残さなわけですけれども、このような感じです。他に色々、ここにあるのですけれども、分からぬのです。これは、なぜかというと、ここはビートです。ここはジャガイモです。圧倒的にビートとジャガイモのゴミ数が多いので、下のところのグラフが分からなくなっています。ビートとてん菜・ジャガイモは全体の88%で、それを取り除くとこんな感じです。これは、サンプルが出ていないので分からぬのですが、アスパラとか、色々なものがこういうかたちで出でてきます。これを一つ一つ調べていったのですが、食肉の加工残さは、こんな感じです。これは、清水町でしたか、水産加工残さです。コンビニの生ゴミ。これは、美里別の最終処分場、本別の製糖工場です。

このようなことで、これはライムケーキ、当時は1万トンのライムケーキを埋め立てていました。北海道全体のバイオガスエネルギーは、家畜ふん尿と生ゴミで21万世帯に供給力ロリーを送っています。これは全部です。だから、取らぬ狸の皮算用として考えているので

す。21万世帯です。

特に道東においては、乳牛の排泄物のバイオマス資源が膨大にあります。ほ場残さ・畜産ふん尿などの有機資源を十勝では調べています。そういう意味では、地球温暖化防止のエネルギー源として高度利用が望めるだろうというようなことを考えていますということです。

北海道におけるバイオガスプラント建設と書いています。皆さん、北海道の中でバイオガスプラントと聞くけれども、何基あるかというデータというのは、はっきりしないのです。

今回は、我々が全部歩いて、その人に面談をして、もうやめたとか、つぶしたというところも含めて調査しました。

1970年代、これは、大分前ですけれども、帯広畜産大学の実証プラントを使って、夏場は調子よくガスが出ましたが、冬は凍結して動かないという状態になりました。

当時は、太陽光、太陽熱パネルで冬の間は温めます。今、皆さんのがやっているようなことを、このとき畜大の実証プラントで実験しています。

その後東藻琴で80年代にやりまして、北見において実証プラントをやりました。これは北海道の事業としてやっています。研究事業でやっています。

54基建設されて、現在41基が稼働しています。ですから13基が廃棄されたというような状況です。廃棄というか稼働していないということです。

分布は、十勝に相当密集しております。他は、釧路・根室で10基、十勝管内で11基稼働しております。

この辺、結構、街の中にもありますけれども、こちらにくると豚（のふん尿）というようなバイオガスプラントの分布図になっています。

これが、全員に聞いたアンケートです。バイオガスプラントの導入の目的と効果です。

悪臭対策と言った人が二十数名いらっしゃいました。（グラフの）青は導入前の目的、赤は、効果があったという導入後の目的です。

そう考えると、（導入の目的は）悪臭対策や環境汚染対策。面白いのは、「消化液が効いてる、（肥料として）ものすごい有効だよ」という回答が多かった。というか、お金がかからない。多いところは300万円くらい化学肥料を使わなくなりました。

それと、ふん尿処理作業の軽減は、ものすごく大きいです。みんな最初は、そんなことを思っていないのです。（導入前の目的では）10基くらいしかなかったけれども、（導入後の効果では）20数基の人がふん尿処理作業が軽減されたというようなこと。

問題は、ここなのです。皆さん、電気が欲しいというふうに言っていたのです。ところが、さっぱりだめ。導入前の目的と導入後の効果で差が出ているのは、これだけなのです。ですから電気に関しては、皆さん失望されている。熱利用に関しては、結構良い。

導入後の効果なし（という結果）を考えると、電気については大分評判は悪いということになります。それを全部調べていくと、畜産ふん尿の牛のプラント35基のうち、実は発電をしているのは11基しかなかった。

皆さん、もうバイオガスプラントはバンバン発電していますよねと思いませんよね。そう思

うでしょうが、発電しているのは 11 基。ボイラーで熱として利用しているのは 27 基。併用していますというの、ここに 1 基、売電（しています）。

そういう意味では、意外と思ったほど発電していないという話です。

全道的には、54 基のバイオガスプラントを建設して、41 基稼働中で、臭気の軽減や消化液の肥料効果、作業負担の軽減というものは非常に評価は高いけれども、発電・売電に関しては評価は低いという結果になっています。

ガス発生量は、理論値を上回り、全道のプラントで順調に行なわれているということです。理論値というものは、1 m³当たり 25 m³を、私どもで他の文献を紐解いて、だいたい 27 弱くらいの量が平均で出でているので、稼働状況は順調であると言えると思います。

発生したトラブルで、一番件数が多かったもの。実は、トラブルがどこで起きたかということを全部調査しているのです。敷料や氷塊、氷が入ってしまう、もしくは凍ってしまうというトラブルが多かった。

なぜこちら辺でトラブルが起きるのかということに関してまた違う考察をしているのですが、ここでは省きます。成分分析では、アンモニア態窒素が増加する。有機酸が大幅に減少していたということで、有機酸は臭いのもとです。それが大幅に減少しているということ。アンモニア態窒素、要するにすぐ植物が吸収できるということ。ですから堆肥のように長く除湿、改善効果や肥料効果が続くというわけではなくて、どちらかというと即効性があって、大袈裟にいうと、今日かけたら明日青くなる。そういうような肥料効果になっている。

臭気は、我々から見れば相当減少していますが、これを、東京や神戸市に持っていましたのですけれども、めちゃめちゃ評判が悪いのです。

僕らは、日本にないでしょうということで持っていましたのですけれども、「何言うてんねん。」というくらいの臭さ。だから、ここのところが非常に問題なのです。農家に売っている分には、「臭いがないね。」と使ってくれる。

これは、今回撤去されたバイオガスプラントもあえて入れたリストを持ってきました。最近のリストですと、2001 年に帯広市で始まっています、帯広畜産大学で、今も稼働しております。乳牛で 60 頭というコンパクトな感じです。

八千代牧場、清水町の宮崎牧場、清水町の大谷牧場、足寄町の吉村牧場は、建設したもの、結構大きなものもあるのですが、現在稼働しておりません。撤去されて更地になっています。

士幌・士幌・足寄・足寄・士幌・帯広・上士幌・鹿追・中札内というふうにあります。特徴的なのは、士幌町が、このマスタープランは私どもが書いたのですが、地域全体で 7 基のバイオガスプラントを作るということで、今まででは 3 基だったのです。今年、あと 4 基作るという計画になっています。

足寄町は、中山間事業で、道営事業でやっています。農業高校は、教育施設としてあるので、ほんの少しのバイオガスプラントなのです。他の農業高校からもやりたいというようなご相談をいただいている。

実は、鹿追町が日本最大規模で 1320 頭。ふん尿を集めてくるタイプで非常にうまくいっている事例です。

もう一つは、士幌町の北海道フーズです。ジャガイモの加工残さです。天ぷら油のようなものとか、そういうものをやっています。これはものすごくうまくいっている。そういう事例があります。

専門的のですけれども、個別型、例えば、菊池農場にある菊池のプラントです、というものと、それと集中型、ここの人たち農業者がみんなで一つやってそこまで運ぼうというものの（あります）。乳牛ふん尿が 9 基、豚ふん尿が 1 基、食品加工残さが 1 基、全体で 11 基。

発酵の温度帯のことなのですが、中温発酵が 8 基、高温発酵が 3 基ということです。

十勝では、既に乳牛の 1.7% にあたる 3,110 頭（のふん尿）をバイオガスプラントで処理しています。

鹿追町においては、7.2%、1,320 頭の乳牛ふん尿を処理しているということです。鹿追町のスペックをご紹介いたします。日本での一番の成功事例だと思います。

ここに車があります。だからとても大きいという感じです。この計画は、私どもで作ったのですけれども、ここに入って、これはバイオガスには向かないとなったら堆肥化プラントという流れになります。ここに、ちょうど良いものはバイオガスプラントに流れます。

この大きいのは貯留槽で、消化液で発酵して、人間のお腹の腸に当たる。だからメタンガスが出るという簡単な話です。そのトイレにあたるものです。消化液と呼ばれるものがこれです。

発電機は、2 基あります 100 キロワットと 200 キロワット、常時回れば 300 キロワット発電するというふうになります。

イメージとしては、それぞれの牛舎からこういうようなトレーラー、コンテナで運んできて、原料槽に入れて、発酵槽 1・発酵槽 2 というタイプの違う発酵槽を作っています。これは発酵させる材質、硬いもの柔らかいもの、発酵しやすい、しにくいというようなことも含めて 2 タイプ。

この間に色々ラインを作っています、仮にここが止まつたらこちらからこちらにふん尿を流せるようになっています。なにせ 1,300 頭ですから、止まつてしまったら大変なことになります。1,300 頭のふん尿が横に毎日積まれていくので、そういうことのないように色々なことを考えています。

ここから出てきた消化したラインは、殺菌槽で殺菌されます。2 時間 70 度で殺菌されてリスト株に入るということです。

サルモネラ菌や大腸菌が畑地にまかれると、これは共同なので、あの人のふん尿は汚いという話になると問題になりますので、殺菌槽を設けます。実は、ここにエネルギーをすごく使っているのもったいない。もったいないのですけれども、風評被害にならないようにしています。

発酵槽 1 には、ガス溜まりがないのです。ガスは、こちらの天井に送って温水ボイラーに。蒸気ボイラーで緩和するということです。

温水のラインですけれども、温水は、ここの原料槽や何かを冬の間温めなければならぬのです。ものすごい凍ったものも入ってくる。入れないようにはしているのですけれども、この原料槽のところで溶かさなければならない。

これは専門的なことですけれども、この紫色は売電している量です。青が施設内利用です。全体の施設の中の電力自給率は、97%です。最初、立ち上がったのはこの辺で、おつかなびっくりで、この辺はコンピューターのデータが欠落していますが、概ね順調に動いています。この後のデータもあります。

これ（家畜ふん尿の入ったコンテナ）が農家に置かれていて、トレーラーで引きずり上げて持っています。

消化液の散布量は、年間 18,000 トン。散布面積は、561 ヘクタールにダーッと撒きます。ここで結構雇用が発生しています。散布料金の合計は、9,000 万円ということで、散布手数料だけをもらっています。肥料代金はもらっていないのです。あえていうと、(1t当たり) 500 円になっていますけれども、たぶん農業者は散布代金か肥料代金かは分からなくなっていると思います。これは、20t ダンプなのです。だからほぼ、1 回に払っているのは 1 万円くらい。肥料代金ではなくて散布代金なのです。そういう意味では、みんな喜ぶ。

まとめてみると、バイオガスの利用で発電機、順調に 92% 回しています。施設内利用が 54%、売電が 46% です。

売電価格、売電収入は、1kwh 当たり平均して 8 円。年間 500 万円。敷量散布、ふん尿散布手数料は、大体 1,000 万円。ふん尿処理は 1 頭 1 面当たり 12,000 円。12,000 円払うと、目の前からふん尿がなくなる。日本全国に大型堆肥盤があります。あれだと 30,000 円とか 25,000 円という単位で昔はやられていました。今はどうなっているかは、価格は調べていません。これをやるについては、堆肥盤の価格も全部調べたのですけれども。この中では、農業者が 12,000 円で目の前からふん尿がなくなるということは、ベラ安だろうというようなことを考えています。

環境効果ですが、GIS（地理情報システム）データベース、座標軸を持ったものなのですけれども、ここに環境保全センターがあるのです。バイオガスプラントの導入前は、ふん尿の多いところは自分の周りに撒くので土壤がどんどん汚れるわけです。要するにヨーロッパでは、アニマルユニットと言って 1ha 当たり 1.9 頭、乳牛を 1.9 頭しか飼ってはいけない。だから 100 頭もいたらすごい面積を持っているわけなのですけれども、そういうことがなかなかやりにくい。北海道全体どこでもそうです。そういう意味では、ここは足りない、（グラフの）青は足りないのにここは赤い。これで環境保全センターにふん尿が集まってきて、足りないところに撒くのでふん尿の肥料が平準化する。だから当然地下水は奇麗になる。土壤分析は、鹿追町が自前でほ場ごとにやっているのです。それを GIS データベースに入れて判断したものです。

これは、窒素です。リンも同じような効果がある。ただリンは、家畜ふん尿の中に少ないので、それほど改善効果はみられないのですけれども、それでも少し足りないという程度だと思います。カリも標準化、平準化が進んでいます。

バイオガスは41基で、40基稼働中ということです。

電力自給率は、97%。GISデータベースで確認すると、窒素・リン酸・カリそれぞれが地域内で平準化する効果が認められるということになります。

ここで、バイオエタノールを飛ばそうかと思ったのですが、実は、とかち財團の北海道バイオエタノール基本構想は私が作りました。こここのところが結構ややこしい話なのでどうしようかなと思っていたのですが、そのときの検討プロセスは、小麦・ビートトップ（ビートの茎や葉）・スイートコーンの残さ・豆殻・馬鈴薯でんぶん・てん菜というものをそ上面にあげて検討いたしました。

適格判定のための結構大きな委員会を作りました、その後ろに数値があるのですけれども面倒なので、適格判定が規格外小麦とてん菜、馬鈴薯でんぶんや豆殻・スイートコーンに関しては△、ビートトップは×というようなことです。

こういうような調査をした上で、当時ヨーロッパのフランスにある「テレオス」というバイオエタノール会社があって、どちらかというと農家戸数は当時7千戸くらいでした。ですから十勝農協連のようなところが自前で持っているバイオエタノールプラントの数値を参考にすると、こういうふうになります。先程来出てきた規格外小麦は、当時の僕らの試算では98くらい。てん菜は、1リッター当たり320。てん菜併設型、これは87.1です。ただしこのところは、フランスの価格とてん菜を並べているのです。だからフランスの価格というものは十勝の3分の1。こここのところは、てん菜の値段を3分の1にして試算すると、ほぼフランスのバイオエタノールの標準価格と合う。世界中のバイオエタノールの権威でオーストリアのアプロエタノールとかフォーゲルブッシュ社というところから数値をいただいてプラントの概算を出しました。

先程、規格外、ここがゼロなのですけれども、実は、ここにポコポコとでています。これは、その中で収入が得られるというものです。規格外小麦であればDDGS（副産物）というようなものが出てきて飼料に使えるというようになっています。

このようなことで、規格外小麦とてん菜に優位性があると認められた。てん菜については、この時は、まだビート会社は自分のところに併設するということを一切言わなかつたので、「独立しましょう。独立したらこれだけかかるてしまう。」「併設するとこれくらいになる。」「このビート価格は3分の1です。熱利用から何から含めて併設するほうが良いに決まっている。」と。

先程、京都議定書の6%削減の話がありました。では、十勝でやったらどうなるのということを前の（広域連携担当）局長が（十勝総合振興局の）部長のときに2人で一緒に作ったものなのですが、（この場合）全十勝のエネルギー起源のCO₂は、415万トンというふうに色々な手法を使ってやりました。現在では、485万トンになっています。これは、

2003 年の時点です。ですからこここの部分、68 万トンを削減しなければならないというふうに考えます。

このとき北海道庁の指針は、省エネで 78% やりますと言っていました。新エネで 22% 削減しますと言っていました。バイオエタノールや何かは、この部分に入るので、こここの部分を今度は取り出します。そうすると、6% のうちの 22% ですけれども CO₂ 削減量、既に十勝は結構バイオエタノールも含めて半分くらい新エネでやらなければいけないことを達成しています。もう既に、バイオエタノール計画と書いていますけれども、稼働しているので、稼働予定バイオガスプラントは全部稼働していますから、達成率 48% 以上になっています。

達成率というのはこうなので、あと 78,000 トン削減しなければならないという話になりました。78,000 トンをどうやって削減するかということを色々議論したのですが、バイオエタノールプラントは、先程来出ている E10、十勝の自動車の総台数は 16 万台。15,000 キロリットルの消費ガソリン、色々算定方法を決めたのですけれども、E10 にすると十勝のガソリン車全部が自前で消費できる。エチルターシャリーブチルエーテル、先程の ETBE といわれるものですが、あれで本州まで送るというのはおかしなことで、十勝全体でみんなで使ってしまおうという話です。これがエネルギー特区構想で特区申請をしています。ただ、簡単に（国に）蹴られています。

それと、バイオガスプラントは、あと新設が 168 基ということです。168 基のデータはどういうことかというと、家畜ふん尿の、鹿追のように大きなものではなくてそこそこのものを乳牛のふん尿量の 2 割、20% をバイオガスでやつたらこうなるということです。バイオディーゼルというのは天ぷら油なので、非常に CO₂ 削減度は小さい。木質バイオマスは、結構大きいです。それでも年間 6 万トン出ているという試算になっています。6 万トンのうちの 3 万トンを使うということは、チップボイラーが 75 基という計算。まだまだ足りないですが、木質バイオマスは 3.5、CO₂ 量も削減される。

このような調査計画で提案をしました。

これは、勇み足かもしれません、興部町というオホーツクの町ですが、そこでバイオマスビレッジ構想というものを作っています。北海道新聞や色々な新聞にどんどん出ているのでご存じの方も多いかもしれません。今まででは電力の話をしていましたが、メタンガスを使おう。メタンガスを直接使って、直接農業者に供給しようという農業施設です。

これは、LPG。湯浅委員のところもガス管は入っていませんから LPG を使っている。どんどん価格は上がっているのです。ものすごい勢いで LPG の価格が上がっている。これは、全国平均価格です。十勝は、関東の倍くらいです。とても高い。これしかないので、おそらく基盤整備がないこともあります。これは、少し前の数字なので変わっているかもしれません。

それで、海もあり山もありということなので興部町は何を考えたかというと、海産物からのバイオマス、サケマス、加工場からのものを入れよう。加工場、こういうバイオガスセン

ターからエネルギーを廃棄物に供給したりしようというようなことを考えています。

スペック（仕様）としてはこのようなかたちになっています。1,500頭規模のバイオガスプラント、

乳牛をバイオガスプラントに入れて、バイオガスを生成してこれに入れて、95%程度のメタンガスを使いやすいようにする。普通は、バイオガスは60%くらいがメタンで、あとはCO₂なのです。どちらかというと燃えにくい。燃えないことはないすけれども、今、バイオガス専用エンジン、バイオガスだけで動かすエンジンがあるのですが、安定を図るためにということで公共施設や役場や食品加工場に供給しましようというような構想です。

こここのところは、横に線を引いていますけれども、どういうことかというと、食品加工場で使っているエネルギー量なのです。年間変動ゼロです。ほとんど何も変動しない。

そういう意味では、ものすごく扱いやすいエネルギーです。こちらの方も供給しやすいというようなことを考えております。

それで、二酸化炭素を削減するバイオマスビレッジシステムというものに労働の軽減とか、農村環境保全、先程言いました水質とかほ場を奇麗にするという効果があります。臭気の軽減、農村の交流や生活環境改善、有機肥料の生産で安心農業の展開や有機肥料の農地還元。

これを私たちは、建設業がやつたら良いのではないかと言っていて、本州の大型プラントメーカーが造りに来て、中はブラックボックスだということはもうやめよう。もう10年間やっていて、実は僕らは中身が分からぬ。僕らは聞き回っているのでトラブル事例など全部分かりますけれども、トラブル事例のデータはどこにもないというのが現状で、みんな隠し合います。そういう意味では、「地元の建設業でできますよね」ということです。

地域エネルギー産業の育成ということで電力供給会社などを作れないか。廃棄物処理業者、他の廃棄物を有価で受け入れるということはできないでしょうか。今の補足になるのですが、草地があって、牛舎があって、草地から草が運ばれて、出てくるものは牛乳と家畜ふん尿の2つしかないのです。それをバイオガスプラントに入れてエネルギー供給する。自分のところの牛舎で使う。このような感じです。これが200頭、250頭規模で結構やられている。十勝管内では9基、北海道内では35基やられているというのがこのシステムです。

これは個別型プラントですが、鹿追町は、これに対して11戸の人たちが集まってバイオガスプラントにふん尿を入れています。それを集中型プラントと言います。ガスが出過ぎるというか、非常に優秀に出ます。それで、このようなかたちで考えています。食品加工場や農産加工残さや生ごみを入れて、エネルギーも販売して、廃棄物も処理しよう。こういうかたちに近くなっているのは、興部町はまだ構想段階で、小さな300頭のバイオガスプラントは1基あるのですが、そこではホタテなどの処理をしていますが、別海町や鹿追町、鹿追町も生ごみや何かを入れ始めていて、色々なものを入れ始めています。結構色々なものを入れていて、それがガスをものすごく発生させる。

実は、まだまだたくさん農産物はあるのです。農村にガスが出る元（となる農産物）。

今まで見向きもされなかつたのですが、電気代が高くなると、これがピックアップされるだろうというふうに思います。

再生可能エネルギーと低炭素ということで、地域エネルギー販売、熱のかたちでもガスのかたちでも電力のかたちでも販売することができます。農業・食料業を維持する地域産業ということで、建設業のコントラクター（農作業支援組織）やバイオガスの地域開発やエネルギー会社自身ができていない。

もう一つ、こちらは肥料です。これが双璧なわけです。バイオ液肥を、僕らが家庭で使おう（ということです）。例えば、湯浅委員のところで使っているものは処理に困るわけです。それが流れるような、普通に流通できるようななかたちにしてあげられれば、僕は湯浅委員の農業の肥料を買うことになる。僕は、ホーマックに行って液肥を買いますから、それだったら湯浅委員の肥料を使えば良い。そういうようなサポートができないか。市民がサポートするようなことができないか。エコで安全でおいしいということと地球温暖化防止・大気汚染、色々なキーワードがここに入りますということと、ユーザーに支持される農業ということ。CSA、「Community Supported Agriculture（地域が支える農業）」、色々なコミュニティが湯浅委員（の酪農）を支えてくれるということ。WWOOF（ウーフ）、「Willing Workers On Organic Farms（有機農業で働きたいと思っている人たち）」ということ。コールマーケット（短期金融市場のように）、農村地帯で、私はこういうことだから新得の農業を応援しているのだというような図式をこういうふうに作れないかということをやっておりまして、バイオマスの利用とプラントによる地域づくりということが我々の仕事の主眼なのです。その中でバイオマスというものはもちろん重要なですが、バイオマスの活用で循環の地域づくり。こういうことで有機肥料をまく。

有機小麦とか、色々なものを作りましょう。食のクラスターで十勝の独自のブランドを作っていて、ソーシャルファーム、知的障害者と一緒にブランドを作ること。オーガニックとソーシャルファームは、実は虫をとるとか、色々なことで効果があるのです。そういうようなことを、昨日、法務省とその辺を協議しています。

そういうものをスマート・コンシューマー（賢い消費者）、先程いった CSA、コミュニティーサポートアグリカルチャーの相手、そういう消費者に、賢い消費者に物を売ろう。そういう人に来てもらおう。農業者が減っても農村住居と文化を維持する活動を作ろうというような感じの循環をしています。

今みたいのが、その要素要素でごくたくさんの、例えば先程簡単に廃棄物を運ぶと言いましたけれども、配送方法の問題（などがあります）。バイオガスプラントが、10何基作られて、それがなくなってしまった理由というものが多くが、実は帳簿価格で買い取れといったときに、1億円のものが6千万円、7千万円くらいになる。それが、自分の意に沿うものだったら1億円とか出しても良いかしないけれども、そういうものではなかった。時期も随分前でしたけれども、そういうものが廃棄されているのが現状で、その辺を詳しく言うと何かのきっかけになろうかとは思うのですけれども。権限移譲等に係わることになる

と思うのです。

時間の関係もありまして、バイオマスと地域づくり、二酸化炭素の話をさせていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま菊池委員からご説明いただきました件につきましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。

(湯浅委員)

先程、バイオエタノールのところでは、大変色々なものががんじがらめになっているということをお聞きしたのですけれども、今のバイオマスの話は、ある意味そういう色々なことで縛られているという、課題というところも少しは書いてあるのですけれども、あるのでしょうか。

(菊池委員)

まず一つは、まだバイオガスは、そこまで至っていないというのが現状だと思います。そこまで至っていないというのは、要するに自分の屋敷で自分が使っているというのが基本なので、法律に触れるというところまでいっていない。

ところが、私はなぜこの話をさせてもらったかというと、先程、鹿追町のバイオガスプラントは2千数百万円の収入があるのですけれども、それに町から3千万円の補助金を出していて、十分自立している。その中で人も雇用している。

こういう話が私のところにこここのところ多く来ています。

こういう話というのは、私が「〇〇農場さんにバイオガスプラントを建ててあげる。1億円かかります。1億円かかるけれども、ふん尿を入れてください。電気は私の方で作ります。」と。

だから、メガソーラーのような感じでバイオガスを考えている人がすごく増えてきています。これは相当大きな資本が来て、「北海道内に私どもは100基建てます。」ということを結構言っています。

私どもは、今の中もあって、「もしかするとそういうようなことで虫食いになって、また撤去にならないかな、もう少し地域性を考えないとダメかな」とか、色々なことを思っています。思っているのですが、そうなった時に初めて法律との関わりが見えてくるかなと思うのです。

それは、他人にものを作らせたり、他人が電気を売ったり、そういうようなところでこれから固定価格買取制度で40円になったところを目指して、色々な事業者が来るので、そのところの準備は必要ではないかという気がしています。

バイオガスは今までプライベートなものだった。町の施策だったり、個人のプラントのことだった。それが価格が高くなることによって社会性を持つようになる。社会性を持ってきた時にどんなことが起きるのかということは、我々も勉強会を作つてやろうと思っているところです。

先日、農林水産省の元事務次官だった方、今のJRAの副理事長なのですけれども、偶然あるところで一緒になって、そのことを懸念されていました。

そういうような意味では、「北海道がリードしているので何かアイデアを出してよ。」と言われております。だから昨日も来ているし、今日も来ている、何とか総研という大きな経営の人がエネルギーを買いますという事業者を連れて来ているのです。今日は会えないということでお断りしています。

その辺の湯浅委員の話（質問）は、まだないのです。これから出てくると思います。

（竹田委員）

興部町は、今、構想の段階だというのは、単純に時期的なものであるということですか。

（菊池委員）

興部町について、今年の3月に報告会をして、建てましょうという方針を出すのだったけれども、固定価格買取制度とガス販売をする会社の合意が取れないのです。

今のはガスで販売しようとしていました。

2月くらいに、ガス販売するには結構色々なハードルがあるので、そこら辺は、もしかするとこちらの仕事になるのかもしれないですけれども、その辺のガスはなかなかうまく販売できなかつたのです。

そこにハードルがあって、では電気にしようというふうにシフトしたわけです。その3月の段階では、固定価格買取制度は、20円くらいと言われていたのです。だから20円で試算したデータです。

そうすると牛1頭当たり、農業者の負担は19,000円となったのです。これは補助金と町がハードを負担して、毎年のランニングコストです。

19,000円でもいい単価です。ですから20円というのは発電代金、これが40円になると、その半分、単純に半分にはならないですけれども、それでも14,000円から15,000円には、そのくらいにはなると思うのです。それでもう一度やるのかどうかという判断をこれからするということです。

今の方針では、採算はガスと同等になったわけです。ガスよりも設備投資金額は少ないということが今の段階で分かっているので、やろうということにはなりそうです。

面白いのは、議会のほうが「やれやれ、早くやれ。」と言っています。

（竹田委員）

興部町は、資金源さえクリアできるのであれば、あとは作るだけということですか。

(菊池委員)

あとは作るだけです。

しかも条件が合えば、他にいくつも、画期的にバイオガスプラントが成立する材料は世の中にたくさんあるのです。みんな目を向けていないだけで、たくさんある。そのたくさんあるものを「運んでも良いよ、使っても良いよ」となると、今の10倍くらい儲かります。

その話は、ここではできないのですけれども。

(河西副会長)

ここで話し合う内容というものは、余りないような気がしたのです。

今の話だと、経済的な面もある程度クリアできているのであれば、民間で自由にやってくださいという話ですよね。

(菊池委員)

バイオガスについていと、非常にそういう側面が強いです。

こういう大きなバイオエタノールのような委員会があつてということではないのです。おそらく、これからそういう話が出てくると思います。

今、ちよこちよこ話が出ているのは、41カ所のバイオガス発電社を、その人たちがネットワークしたバイオガス発電協同組合のようなものがあつて、コミュニティ発電所のようなかたちになって、発送電分離になった時にそれを、自分たちで会社を作つて、東京の欲しい人に売れるのではないかというような話が結構出てきているのです。

出てきていますけれども、まだそうなっていない。

(井上会長)

私、これまでに1回か2回、今日の議論の位置付けというものは、非常に、私は長い間やっているから良いけれども、新しく任期の浅い太田委員などは戸惑いがあるかもしれないということを懸念して1回か2回それをばらまいていたのです。

今のところに戻つてくると、河西先生がおっしゃつたり、あるいは湯浅委員がその前にご質問されたことというのが、多分、道州制特区提案検討委員会だったらここの場で議論することだと思うのです。

(菊池) 先生がお書きになつたものは、これ(資料4)です。これで言えば、私は先日見させていただいたのですが、例えば、色々なかたちでの体裁の部分があるけれども、「まとめ」というものがあつて、29ページのところに「今後の方向性」ということで、下から3行目の中程のところに、「促進されること」や「法的制度の整備」というようなところがあります。

活用補助事業の整理云々のところ、あるいは投資回収計画の云々というようなところといふのは、多分、ここの道州制特区提案検討委員会の論議のそとに上がるようなことではないかも知れないけれども、法的制度の整理というところは関わりがあるのかなというふうに思ったのです。

では、具体的に何のこと正在っているのかと思って見ると、8ページのところの中程に、「2) 現状と課題」の②の最後、途中からになりますが、「飼料製造を行なう上では飼料製造業者の届出など法制度上の条件なども課題として挙げられる。」というのが、先程のところの結論の法的整理に関わりがあるのかなと思いました。

4ページのところに、「2) 現状と課題」の最後のところに、「また、廃棄物処理を行う上では、一般・産業廃棄物設置及び処分業許可など法制度上の条件なども課題として挙げられる」というところがあつて、これが関わるのかなというふうに思ったのです。

実際には、個人的にというか、自分たちの組合とか自治体のところでやっている程度のところなので、国も色々な規制だとか法律、権限というところには、まだ対応し合っていないというようなところの説明はありました。

ここであげていく分、多分、前の局長の名前も出ましたけれども、その辺りのところから何かあつて、道州制特区の提案があるのだろうと思ったのです。

(菊池委員)

このあと、今の話を踏まえてとかち財団で、「自分たちでE3をやりたい。」、今E10の実験をやられていますけれども、これのとおりになっていったのです。

そのときにエネルギー特区構想というものがありまして、様々な分野で特区申請をしました。

それは、全部（国に）足げにされたのですけれども、そのリストは全部あるのです。今回のは、先程のご説明の話と似ているので、そことそのリスト、会議は随分やりましたので、そこをうまく使えないかなと、一度持ってこようかなと思ったことがあります。

おそらく前局長は、それがあったので（私を）お呼びいただいたのかなという気がします。

(井上会長)

若干、私の個人的な認識になるのかもしれませんけれども、ある時期から規制緩和という、大きな括りであったから規制というところも道州制特区提案に上げていこうというふうにしていて、権限移譲というところがかなり薄れてきて、規制緩和というものをバンバン上げることになったのだけれども、前に、別なかたちで何人かの委員の方が残って会議をやつたところでは、そういうようなところよりもむしろ権限移譲というところに力を入れてくれればというような話もありました。

かといって規制緩和を止めるかということではなくて、良いと思うのです。

話が長くなつて申し訳ないけれども、次回の時には、ある程度具体的に特区提案というか

たちで、こういうようななかたちで上げようという一つの原案というようななかたちで（出してください）。

（事務局）

先程、環境生活部の説明があつて規制緩和、色々ありました。要は、単に国にお願いする規制緩和ではなくて、この部分は政令とか省令で決めているという部分があつて、そこについては条例、道議会の議決で知事が決められるようにできる、というような仕組みになるもの。そういうようなところで制約を何とか緩和できるようなものがないかどうか事務局で整理させていただいて、それを次回に提案させていただければというふうに思います。

（菊池委員）

今、井上会長がおっしゃられたことでいうと、大変まとまっていなくて申し訳ないのですが。

出てきている話だと、足寄の場合は3件。

その3件の中で町の有機廃棄物の良いやつだけ。例えば学校給食とか、そういうものを処理させてくれと。

そうするとバイオガス量は、3倍や4倍は出るのです。その分収入になるし、焼却や何かに利用するお金は大変少なくなる。でも、今言ったように廃棄物処理業者がいる。

それを共同で、誰かが、町の人が持っていてそういうことをやる。

興部町も鹿追町もやっていますけれども、これについては許可を取っているのは自治体です。あとは、特例で実験事業をやっています。鹿追町は、有機廃棄物の処理業者を取りました。個人だと取れないので、せっかく自分のところから出ている生ごみを入れることはできない。し尿を入れることもできない。し尿を入れると、すごくガスが出るのです。牛より良い物を食べていますから。そういうようなことも含めて、もしかしたら、このように誰かとディスカッションをしているとバーッと出るかもしれません。

（井上会長）

先程、太田委員に話をする機会がなくて申し訳ないのですが。

（太田委員）

よく勉強になりました。ありがとうございます。

今日は、戸惑いながら参加をしました。今のご発言をどのように道民として受け止めるべきか、どのように道民が幸せになる、色々な方向から考えたのですが、今日は色々教えていただいたということに留まったので、この場にいて良かったのかどうかということも含めて、是非次回はさらに進んだ議論に参加させていただければと思います。

(井上会長)

では、私がこの場でまとめようと思っていたことを事務局から言っていただきましたので、次回でもなるべく早い時期に環境保全というところで、バイオ関連の部分を、具体的に道州制特区提案検討委員会の答申の一部として知事に上げていく、あるいは国に上げていくというかたちでの、ほぼ最終形に近い原案というものを整理していただいて議論をするというようななかたちで鋭意取りまとめていただければと思います。

これは、非常に急かせるようで申し訳ないのだけれども、要は、委員の皆様はどういうふうにご理解されているのか分からぬけれども、私は、これを知事のところに答申するということ、その答申をした後、今度はパブリックコメントにかかるのです。それにかかると同時に今度は、道議会でこれについての議論が行なわれるわけです。それが行なわれた上で、道議会で承認（議決）いただくと、今度は国に上げていくということになりますから、今のスケジュールでいっても年内は厳しくなってきているのかなと思う。あるいは、年度内に上げないわけにはいかない。そういうようなところのタイムスケジュールをきちんと改めて事務局に検討していただきて、各委員の先生方に、答申というものは 5 本くらいが目途になるのです。それくらいのものをまとめるというかたちで、時間的な猶予はどのくらいあるのか。その中で何回委員会が開けるのか。おそらく最後の 1 回から 2 回というのは、最終的に答申取りまとめの最終整理になってきますから、個別の案件についての議論というものは残り何回できるのか。そのあたりを踏まえて委員会の開催というものをお願いしたいと思うのです。

道民の皆さん方からのアイデアのうち、まだ未審議の案件が 41 件あります。順次検討を進めていかなければいけませんので、次回の委員会では時間的な配分の関係もありますが、できればバイオマスの審議、バイオマス分野の審議と併せて新たな分野の第 1 次整理に入っていきたい。これは、以前から委員会でも話題になっており、道の重要政策の一つである観光振興分野についての検討をスタートする。少なくとも、あと何回やるか。可能な限りたくさんやるにしても新しい分野の議論に入つていかないとかなり厳しい部分はあるかもしれませんので、次回はいずれにしても、バイオの部分は道の部局とうちの提案のような説明の部分を合わせていって、提案をある程度原案に近いかたちでまとめてもらつて。といっても、これでファイナルになるわけではないですから、そのところで時間を区切つて、効果的に審議ができるようにしていただく。

そして新しい分野、これは手の付けやすいところからいく他ないので、観光分野ということで各委員の先生方にはご理解を賜りたいと思います。

観光分野というのは、案件としてはあるのですけれども、これも特区提案とか、色々なところの提案の中でうまくいっているものもあるし、ほとんど規制緩和で蹴られている部分も多いので、このところでそれを吸い上げるというかたちにしたいというふうに思います。

事務局、よろしくお願ひします。

まとめ方について、雛形は事務局にもあるし、ホームページでも答申のかたちでまとめるには、2枚から3枚あるポンチ絵を含めたもので、法律とか色々なことを整理して持っていくますから。

では、「(3)次回49回委員会について」ということで事務局からご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

事務局としましては、次回委員会の日程につきましては、現在のところ8月下旬くらいから9月上旬くらいに開催をお願いできればと考えてございます。

また後日、各委員のほうに日程確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議題については、会長からお話がありましたように、バイオマス関連分野の審議、それから新たに観光振興分野、時間配分の関係もあるかと思いますけれども、観光振興分野の第1次整理について今のところ審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

(井上会長)

では、「(4)その他」、事務局から何かありましたらお願ひいたします。

(事務局)

それでは、「その他」ということで、道州制特区提案のアイデアについて、1年中アイデア募集を行っているのですけれども、例年、この時期に重点的にアイデア募集を行うということで、今年度につきましても、一応8月3日までということで各種団体、あるいは市町村、それから庁内の各部、振興局を含めてアイデア募集ということで掘り起こししております。

団体につきましては、昨年より増やしまして54団体。主なところには、25程度は直接お願いに行くというようなことで取組をしております。

また一般の方からも募集するということで、参考資料1というものをお配りをしてございます。

これ（参考資料1）は、道のホームページの写しになります。1枚目が、道のトップページといわれる最初にくるページでございます。6月28日に、下のほうにありますが、道州制特区提案につながるアイデアを募集しておりますということで出しております。

募集のところは、日々新しい情報が入ってきますので変わっていきますけれども、右のほうにいくつか並んだところがありまして、道州制というふうに上から5つ目くらいのところに書いたところがございます。ここをクリックしていただきますと2ページ目のほうに道州制のページというふうにリンクをしておりまして、こちらのほうで同じくアイデア

を募集しておりますというところにつながるということで一般の方にも募集をしております。

内容につきましては、資料5ということでチラシをお手元にお配りしております。一般の道民の皆さん向けにアイデアを募集ということで左側に吹き出しで書いております。

「窓口が国と道に分かれている対応が面倒」、あるいは、「ここを変えればもっとよくなるのに」といったようなアイデアを是非お寄せいただきたいというチラシでございます。

委員の皆様方におかれましてもアイデアがございましたら積極的にお寄せいただきたいと考えておりますし、機会があれば職場、周りの方のお声掛けをしていただければ幸いというふうに考えております。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

このあたりのところも時間があれば皆さん方と意見交換をしたかったのですが。今回に限らずこの1年、2年というものは、国の仕組みと言いますか、行政・中央政府の仕組み、議会・国会、あるいは行政一般で非常に色々な問題が噴出してきていて、我々のところもこれが発足した頃というのは比較的すっきりと色々な中央政府との間の意見交換、あるいはアドバイスというものをいただけていたのだけれども、今は全くそういうことのない閉塞状況、つかみどころのないかたちになっていて、委員の皆さん方、特に新しく着任された委員に、どうしたものかという戸惑いや失望がおありになることは、私自身ここにいて本当に常々心を痛めている部分なのです。

これは、どなたからお聞きしたのだけれども、知事の方としてもきちんと緩まずやっていること自体も大事なのだから、とにかく一生懸命委員の皆さん方で協力してやってくださいということでしたので、当面はそういう言葉に背中を押されながらやっていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

こうやって終息していくということは、我々がそうであるということではないにしても、道民の皆さん方が、まだやっているのと言われるようなことがあるので、いかにしてこれを昔のように、あるいは昔以上に道民の皆さん方のところに道州制というもののアイデアを投げ返していくのか。そしてそこからフィードバックして提案につなぐのかという仕組みというものも、改めて考えなければいけない時期にきているのではないかというふうに思います。

私の任期中に何とか答申までいけるかどうか。誰かそういうところをアイデアがあればお出しitただければと思います。

長々といって申し訳ございません。

これにて散会いたします。

